

## TTC スペクトル管理SWG寄書

日付：2005年4月22日

提出元：(株)アッカネットワークス

題名：1.1MHzを超える周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認について

はじめに

本寄書は、JJ100.01 第3版による1.1MHzを超える周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認方法に関して問題提起するものである。

JJ100.01 第3版G章の規定

1.104MHzを超える周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認は、適合性計算による方法によらず、使用可能なPSDで規定されている。

使用可能なPSDは、図G.2に示されるマスクで規定されているが、このマスクを満たさないPSDの使用も禁止されてはいない。

問題1： 図G.2に示されるマスクを満たさないPSDを許容する判断根拠が示されていない。

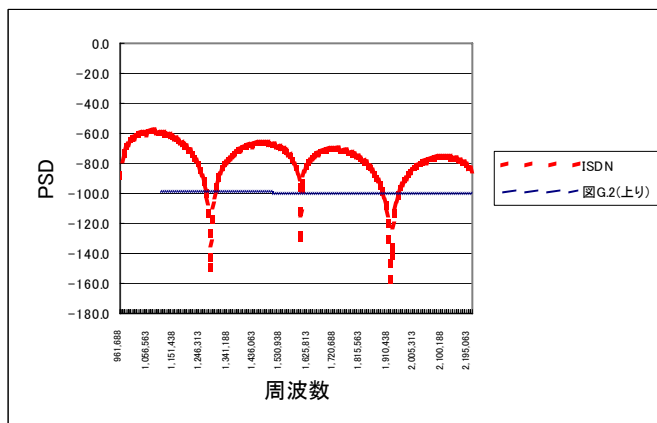
1.104MHz以下の周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認方法との整合性の点から、“クラスA，A'システムに対して許容限界以上の干渉を与えないこと。”を根拠とすべきである。

この場合、2.2MHzを超える周波数を使用するクラスA，A'システムは存在しない現状では、2.2MHzを超える周波数帯域において、図G.2に示されるマスクを満たさないPSDの使用を禁止する理由がない。

問題2： JJ100.01 第3版G章の規定に違反する既存システムがある。

ア) SMS-23-06で指摘されているように、干渉源としてのFDM-ADSL方式のPSDは、1.1MHz以上2.2MHz以下の帯域において図G.2に示されるマスクを満たしていない。

イ) 下図に示すように、TCM-ISDNのPSDは、1.1MHz以上2.2MHz以下の帯域において明らかに図G.2に示されるマスクを満たしていない。



以上